

官報

号外 昭和二十九年三月一日

第十九回 参議院會議録第十四号

昭和二十九年三月一日(月曜日)午後一時五十一分開議

議事日程 第十四号

昭和二十九年三月一日

午前十時開議

第一 特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る二月二十六日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
法務委員会に付託

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
通商産業委員会に付託

昭和二十八年度一般会計予備費使用総額書(その1)
昭和二十八年度一般会計災害対策予備費使用総額書(その1)

昭和二十九年三月一日 参議院會議録第十四号

議長の報告

會議

議員の請願

特別委員会設置の件

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

る当該保険金の金額に相当する資金を除き、政令で定める漁具を取得するのに必要な資金を含む。以下「代船建造等資金」という。の農林漁業金融公庫からの融通を促進し、もつて漁業経営の安定に資することを目的とする。

(事業計画及び資金計画)

第二条 農林漁業金融公庫は、前条の目的を達成するため、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号。以下「公庫法」という。)第二十一条の規定により作成する事業計画及び資金計画の一部として代船建造等資金の融通に関する計画を定めなければならない。

(農林漁業金融公庫法の特例)

第三条 代船建造等資金の融通に関する公庫法の適用については、第一条の政令で定める漁具を取得するのに必要な資金は、公庫法第十八条第一項第五号の二に掲げる資金とみなす。

第四条 代船建造等資金の貸付の利率は、公庫法第十八条第二項の規定にかかわらず、年五分五厘とする。但し、捕獲、捕又は抑留された漁船が帰還した場合においては、帰還した日以後における当該融資残高に対する利率に限り、年七分五厘とすることができる。

(貸付申請期限)

第五条 この法律により代船建造等

資金の貸付をすることができるのは、昭和二十九年四月三十日まで。農林漁業金融公庫に対し貸付の申請をした者に貸し付けの場合に限るものとする。但し、政令で定める者については、政令で定める日までその申請期限を延期することができる。

(都道府県の利子補給)

第六条 都道府県は、代船建造等資金の融通を受ける漁業者に対し、当該資金の利子の一部を補給することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(千田正君等、拍手)

○千田正君 只今上程されました特定海域における漁船の被害に付る資金の融通に関する特別措置法案の水産委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず提案理由を申し上げます。去る昭和二十七年一月十八日、李承晩韓国大統領は、韓国周辺に広汎な海域に亘つていわゆる李承晩ラインなるものを設定し、主権を行使することを宣言したのでありますが、更に、昨年九月八日、このライン内に出漁する我が漁船に対して拿捕、抑留の非常措置をとることを声明し、不法にも爾来多数の我が漁船を捕獲、抑留し、両国国交の大問題を惹起しておることは皆様すでに御承

知の通りであります。この事件による我が漁船の被害は、平和発効後から今日までに捕獲、拿捕、抑留されたもの五十二隻に上り、このうちには政府の監視船一隻も含まれております。これらの漁船はいずれも正当に操業又は航行中に拿捕されたものでありまして、乗組員の大半は幸いに帰国することができたのでありますが、なお若干抑留者を残しており、一方拿捕された漁船は一隻も返還を見ておりません。かような事態を解決する方法としては、できるだけ速かに日韓会談を再開し、両国が合理的基礎に立つて漁業協定の締結に努力することが根本であります。が、まだ会談再開に至りませんので、先ず国内的に被害漁民を救済する意味において、捕獲された漁船の代船の建造を容易にし、生業を再開させることが緊要となつて参つた次第であります。

以上が提案理由の概要であります。が、この政府原案の主たる点を簡単に申し上げますと、先ず目的であります。この法律案は、昭和二十七年四月二十八日、即ち議院発効の日から昭和二十八年十二月三十一日までの間に、政令で定める海域において漁船が正当に操業又は航行中捕獲、拿捕又は抑留されたため、その漁船の所有者が代船を建造し、若しくは取得し、又は他の漁船を漁業転換のために改造するのに必要な資金を公庫から借受ける場合のその融通を促進することを目的として

おるのであります。第二点は、被害漁船所有者が漁具を取得するために必要な資金を融通する特例。第三点は、代船建造資金の貸付利率を年五分五厘とする特例その他を規定いたしております。この政府原案に対しまして、衆議院では修正議決して参りました。その修正点は、第一条の法律は、昭和二十七年四月二十八日から昭和二十八年十二月三十一日までの間に、とあるのを、「この法律は、昭和二十七年四月二十八日からこの法律施行の日の前日までの間に、と修正して参つたのであります。これは本年一月以降、新たに二隻拿捕され、更に今後本法施行までの間に拿捕されるものがないとは保証できませんので、かように修正を加えた」と衆議院側の説明があつたのであります。

次に、本法案の裏付となります資金計画について簡単に申し上げますと、議院発効後から昨年十二月末までに拿捕されたもの五十隻で、このうち事業主体の千トン以上の漁船を所有し、三百人以上の従業員を使用しておるところのいわゆる資本漁業に属するものは九隻あります。これは開港銀行から融資することにしておりますから、本法案の目的に該当するものは四十一隻であります。その所要資金は本船二隻四千四百余万円で、融資率は八〇%、鋼船八千二百五十万円で融資率が六〇%、

漁具六千二百四十万円で融資率が八〇%で合計二億九千九百四十万円であります。これに本年一月以降に拿捕された二隻分千三百四十万を加えると、三億三千九百四十万で、この所要資金は本年度と来年度と両年度に亘つて確保いたすことになつております。

さて、以上が本法案の概要と資金計画の内容であります。が、委員会におきましては、各委員と当局との間に活潑なる質疑応答が重ねられました。その大要を申し上げますと次の通りであります。

論議の中心となりました点は、「本法案は、韓国に拿捕された漁船だけに適用されることになつてゐるが、これと同様な条件の下にある他の各国に拿捕された漁船に適用されないことは極めて片手落ちではないか。本年二月十九日現在で拿捕されたまままだ帰らない漁船は、中共が百十九隻、台湾国民党政府関係が三十一隻、ソ連が四十八隻、韓国関係でも議院発効前に拿捕されたままになつておるものが八隻ある。これらに何らの救済手段が与えられないで、李承晩ライン関係だけに政府が救済の手を差延べることは、それは勿論悪いということではないが、誠に不公平と言わなければならない。法は万民に公平であるべきであるにかかわらず、政府がかかる不公平な措置をとつた理由はどこにあるのか。これに対する政府の答弁は、「確かに拿捕という

事実とは他はたくさんあるが、李承晩ラインの問題は、昨年九月韓国が拿捕を声明して突如大量拿捕が行われた。これは一時的突発的事態であつて、中共や台湾政府の場合等とは実態において違ふ点があると思う。又国際的立場も違ふ。それで臨時的措置としてかような手段をとつたのであつて、一方財政的な面から言つて、中共等に拿捕された漁船は相当大型のもので、資金的になか／＼困難な事情にある」といふ答弁でありました。更にこれに對して、「然らば将来同様な事態が起つた場合、かような措置をとるか」との質問に對し、「その都度適當な措置をとるつもりである。ただ一般的には漁船保険の制度があるので、これを行つて救済して行きたいと考えている」との答へでありました。

次に、現行の特殊保険、いわゆる拿捕保険は國に九〇％再保険することになつてゐるが、船主の負担が非常に重い点等から見て、これを一〇〇％再保険とする意思はないか。漁業全体の損害補償制度、即ち現在の農業保険と同様な漁獲保険制度を設ける意思はないか。開港銀行から融資を受ける九隻分の二億七千百余万円の資金は確保されてゐるかどうかが等の問題に對して、「いわゆる拿捕保険の一〇〇％再保の問題は、理想ではあるが、これが実現にはいろいろ問題があるので今後十分検討を加えてみたい。漁業災害補償制度の創設については、来年度に少額ではあるが調査費が計上されてゐるので、これを實現するため努力をするつもりである。又開港銀行の融資分については、すでに昨年暮から話し合いを進めており、順調にまゝなる見通しを持つてゐる」との答弁がありました。なお、質疑応答の詳細につきましては、速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。

以上で質疑を打ち切り、討論採決の結果、全会一致、衆議院修正通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時六分散会

○本日の会議に付した事件

一、議員の請願

一、特別委員会設置の件

- 一、日程第一 特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案
- 出席者は左の通り。
- | 議長 | 河井 彌八君 |
|-----|---------------|
| 副議長 | 重宗 雄三君 |
| 議員 | 佐藤 尚武君 岸 良一君 |
| | 北 勝太郎君 加藤 正人君 |
| | 片柳 眞吉君 上林 忠次君 |
| | 楠見 義男君 井野 碩哉君 |
| | 飯島通次郎君 山川 良一君 |
| | 森田 義衛君 三木與吉郎君 |
| | 前田 久吉君 廣瀬 久忠君 |
| | 野田 俊作君 西田 隆男君 |
| | 豊田 雅孝君 常岡 一郎君 |
| | 土田國太郎君 田村 文吉君 |
| | 館 哲二君 杉山 昌作君 |
| | 高瀬莊太郎君 高木 正夫君 |
| | 新谷實三郎君 島村 軍次君 |
| | 白井 勇君 横川 恒夫君 |
| | 安井 謙君 伊能 芳雄君 |
| | 青柳 秀夫君 高野 一夫君 |
| | 西川弥平治君 石井 桂君 |
| | 井上 清一君 川口爲之助君 |
| | 吉田 萬次君 佐藤清一郎君 |
| | 御木 幸弘君 谷口弥三郎君 |
| | 宮本 邦彦君 長島 銀藏君 |
| | 滝井治三郎君 大矢半次郎君 |
| | 植竹 春彦君 松岡 平市君 |
| | 大谷 登瀛君 國 伊能君 |
| | 一松 政二君 寺尾 豊君 |
| | 中山 壽彦君 中川 以良君 |

- | | |
|---------|---------|
| 大野木秀次郎君 | 伊能繁次郎君 |
| 榎原 亨君 | 大谷 實雄君 |
| 横山 フク君 | 西岡 ハル君 |
| 重政 廣徳君 | 小澤久太郎君 |
| 藤野 繁雄君 | 雨森 常夫君 |
| 石村 幸作君 | 青山 正一君 |
| 秋山俊一郎君 | 永岡 光治君 |
| 加藤 武徳君 | 郡 祐一君 |
| 平井 太郎君 | 川村 松助君 |
| 白波瀧米吉君 | 池田半右衛門君 |
| 島津 忠彦君 | 大和 與一君 |
| 小林 英三君 | 泉山 三六君 |
| 黒川 武雄君 | 井上 知治君 |
| 岡 三郎君 | 小林 亦治君 |
| 佐多 忠隆君 | 江田 三郎君 |
| 矢嶋 三義君 | 藤田 進君 |
| 戸叶 武君 | 山田 節男君 |
| 天田 勝正君 | 松本治一郎君 |
| 中田 吉雄君 | 三橋八次郎君 |
| 山下 義信君 | 市川 房枝君 |
| 三浦 義男君 | 石川 清一君 |
| 最上 英子君 | 松浦 定義君 |
| 深川タメエ君 | 武藤 常介君 |
| 入木 秀次君 | 紅霞 みつ君 |
| 鈴木 一君 | 加瀬 完君 |
| 千田 正君 | 堀本 謙三君 |
| 笹森 順造君 | 菊田 七平君 |
| 長谷部ひろ君 | |
| 政府委員 | |
| 農林政務次官 | 平野 三郎君 |

昭和二十九年三月一日 衆議院會議第十四号 特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十九年三月一日 参議院會議録第十四号

一九二

明治三十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定價一部

十五円
(配達料表)

發行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段の五十二番
郵便東京一九〇〇官報課